

## 町民税・県民税 国民健康保険税 申告書

個人番号をご記入ください。

済 未済 通知カード・運転免許証  
済 未済 その他( )

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための利用等に關する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

個人番号（マイナンバー）

収入がなかった方は、こちらをご記入ください。

収入・所得のなかった方  
 該当番号を○で囲んで必要事項を記入してください。  
 1. 次の方に扶養（援助）されていた。氏名 続柄  
 2. 学生であった。学校名 学年  
 3. 次の収入で生活していた。  
 イ. 遺族年金 ロ. 障害年金 ハ. 生活保護 ニ. 雇用保険（失業保険）  
 ホ. 預貯金 ヘ. その他( )

### 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

<p>15 生命保険料控除</p> <p>16 地震保険料控除</p> <p>17~19 障害者控除、ひとり親控除、勤労学生控除</p> <p>20 障害者控除</p> <p>配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者</p> <p>23 扶養控除</p>	<p>1 収入金額</p> <p>2 所得金額</p> <p>3 所得金額</p> <p>4 所得金額</p>	<p>社会保険の種類 支払った保険料</p> <p>社会保険料控除</p> <p>新生命保険料の計 旧生命保険料の計</p> <p>新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計</p> <p>介護医療保険料の計</p> <p>地震保険料の計 旧長期損害保険料の計</p> <p>障害の程度</p> <p>配偶者の合計所得金額</p> <p>同居 別居</p> <p>同居 別居</p> <p>同居 別居</p> <p>同居 別居</p>
--	---	---

### 2 所得金額（給与・年金）の算出方法について ※源泉徴収票の原本を必ず持参してください。

【給与所得（2 所得金額）の求め方】

給与収入金額(円)	給与所得金額(円)	給与収入金額(円)	給与所得金額(円)
～ 550,999	0	1,628,000 ～ 1,799,999	(収入額÷4=A) A×2.4+100,000
551,000 ～ 1,618,999	収入額 - 550,000	1,800,000 ～ 3,599,999	千円未満の端数切捨て A×2.8-80,000
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000	3,600,000 ～ 6,599,999	A×3.2-440,000
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000	6,600,000 ～ 8,499,999	収入額×0.9 - 1,100,000
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000	8,500,000 ～	収入額 - 1,950,000
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000		

### 【公的年金等所得（2 所得金額）の求め方】 ※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合

65歳未満(昭和32年1月2日以降の生まれ)		65歳以上(昭和32年1月1日以前の生まれ)	
公的年金等の収入金額(円)	年金所得金額(円)	公的年金等の収入金額(円)	年金所得金額(円)
～ 600,000	0	～ 1,100,000	0
600,001 ～ 1,299,999	収入額-600,000	1,100,001 ～ 3,299,999	収入額-1,100,000
1,300,000 ～ 4,099,999	収入額×0.75-275,000	3,300,000 ～ 4,099,999	収入額×0.75-275,000
4,100,000 ～ 7,699,999	収入額×0.85-685,000	4,100,000 ～ 7,699,999	収入額×0.85-685,000
7,700,000 ～ 9,999,999	収入額×0.95-1,455,000	7,700,000 ～ 9,999,999	収入額×0.95-1,455,000
10,000,000 ～	収入額-1,955,000	10,000,000 ～	収入額-1,955,000

### 3 所得から差し引かれる金額に関する事項について ※控除名に「◎」を付しているものは、領収書、証明書又は明細書等が必要です。

本人や本人と生計を一にする親族のために医療費を支払った場合の控除（最高200万円）です。  
 医療費控除 = (支払った額 - 保険金等で補填される金額) - (総所得金額等の5% (上限10万円))  
**※医療費控除を受ける場合は、『医療費控除の明細書』又は『セルフメディケーション税制の明細書』を添付してください。**

13 社会保険料控除◎ 年間に支払った社会保険料（国民健康保険・国民年金保険・介護保険・後期高齢者医療保険料等）をご記入ください。

15 生命保険料控除◎ 「生命保険料（新・旧）」、「個人年金保険料（新・旧）」、「介護医療保険料（新）」の5つに区分し、それぞれ支払った額の控除額は下記の算式で計算した金額となります。

区分	支払った金額(A)	控除額
新契約の場合 ・新生命保険料 ・新個人年金保険料 ・介護医療保険料	12,000円以下	(A)の全額
	12,001円～32,000円	(A)×1/2+6,000円
	32,001円～56,000円	(A)×1/4+14,000円
旧契約の場合 ・旧生命保険料 ・旧個人年金保険料	56,001円以上	一律 28,000円
	15,000円以下	(A)の全額
	15,001円～40,000円	(A)×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	(A)×1/4+17,500円	
70,001円以上	一律 35,000円	

※「新契約」：各区分で控除の適用限度額は28,000円。3区分の合計適用限度額は70,000円。  
 ※「旧契約」：各区分で控除の適用限度額は35,000円。2区分の合計適用限度額は70,000円。  
 ※「生命保険料」「個人年金保険料」について、新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合、それぞれ上記で算定した控除額の合計額（限度額28,000円）又は旧契約のみの控除額（限度額35,000円）のいずれか大きい金額が控除額となります。

16 地震保険料控除◎ 「地震保険料」「旧長期損害保険料」それぞれ支払った額の控除額は下記の算式で計算した金額となります。

区分	支払った金額(A)	控除額
地震保険料	一律	(A)×1/2 (最高25,000円)
旧長期損害保険料	5,000円以下	(A)の全額
	5,001円～15,000円	(A)×1/2+2,500円
両方ある場合	それぞれの控除額の合計 (最高25,000円)	

17 寡婦控除 合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方で次のいずれかに該当する方  
 ①夫と離婚後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方  
 ②夫と死別後婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない方 26万円

18 ひとり親控除 合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方で次に該当する方  
 ①現に婚姻していない又は配偶者の生死が明らかでない方で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる 30万円

19 勤労学生控除◎ 学生・生徒で合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の方 26万円

20 障害者控除◎ 本人又は配偶者や扶養親族の方が障害者である場合  
 ①普通障害・・・身体障害者手帳3～6級、療育手帳Bの方など 普通障害 26万円  
 ②特別障害・・・身体障害者手帳1～2級、療育手帳Aの方など 特別障害 30万円  
 同居特別障害 53万円

21 配偶者控除 ◎ 生計を一にする配偶者がいる場合、下記のとおり控除されます。

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額				
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下		
配偶者控除	48万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円
		70歳以上	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超100万円以下	100万円超105万円以下	33万円	22万円	11万円
		105万円超110万円以下	31万円	21万円	11万円
		110万円超115万円以下	26万円	18万円	9万円
		115万円超120万円以下	21万円	14万円	7万円
		120万円超125万円以下	16万円	11万円	6万円
		125万円超130万円以下	11万円	8万円	4万円
配偶者特別控除	130万円超133万円以下	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
		130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

22 扶養控除 生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除く。）がいる場合、下記のとおり控除されます。

区分	控除額	一般扶養親族
年少(平成18年1月2日以降生まれの方)	0円	…生計を一にする親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)で合計所得金額が48万円以下の方 同居老親等 …老人扶養親族のうち、本人又は配偶者の直系尊属で、そのいずれかとの同居を常況としている方
一般(平成18年1月1日以前生まれの方)	33万円	
特定(平成11年1月2日～平成15年1月1日生まれの方)	45万円	
老人(昭和27年1月1日以前生まれの方)	38万円	
同居老親等	45万円	

23 基礎控除 合計所得金額が2,500万円以下の方※2,400万円超から2,500万円以下までは段階的に控除されます。 ※裏面もご覧ください。 43万円

### 6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日	給 与	勤務日数	月 収
1		円		円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞 与 額		円		
合 計		円		
勤務先所在地				
勤務先名				
電話番号				

### 5 給与・公的年金等に係る所得以外の町民税・県民税の納税方法

(令和 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)  
給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

### 7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

### 8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
			円	円

### 9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

### 10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	円
	長期					円
一時						円
ニ 合計						円

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のハの金額を表面のニに記入してください。  
右のニの金額を表面のイの所得金額欄へ記入してください。

### 11 事業専従者に関する事項

フリガナ 氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
1				円
2				円
3				円

### 13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
	円
損益計算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	円
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日

### 12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ 氏名	個人番号	住所
1		住 所
2		住 所
3		住 所

### 14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

### 15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募進会、 日本支部分、慈善事業、市民団体の寄附金(別)	
条 例 都 道 府 県	
指 定 分 市 区 町 村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

### 16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ 氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に 該当する場合	級 度	別居の場合 の住所

### 6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で源泉徴収税額のない方は、収入金額・勤務先等を記入して下さい。

### 7 事業・不動産所得に関する事項

事業所得、不動産所得のある方は、営業・農業・不動産のいずれかの所得の「種類」欄へ記入し、種類毎に所得の収入金額・経費等を記入して下さい。※営業所得・農業所得・不動産所得がある方は、事前に収支内訳書を作成してください。

### 8 配当所得に関する事項

配当所得がある方は、会社名・支払確定月・収入金額・経費等を記入して下さい。

### 9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

雑所得がある方は、種目・収入金額・経費等を記入して下さい。

### 10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合課税の対象となる譲渡所得及び一時所得の内訳を記入して下さい。

### 11 事業専従者に関する事項

事業所得があり、専従者がいる場合は、氏名・個人番号・月数・専従者給与額等を記入して下さい。

### 12 別居の扶養親族等に関する事項

扶養親族が町外に住所を有する場合は、住所・氏名・個人番号を記入して下さい。

### 14 配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項

該当控除額がある場合は、控除額を記入して下さい。

### 15 寄附金に関する事項

令和3年中に寄附を行った方は、区分ごとに寄附金を分けて記入して下さい。

### 16 所得金額調整控除に関する事項

給与等の収入金額が850万円超の方で、同一生計配偶者若しくは扶養親族が特別障害者である場合又は23歳未満の扶養親族がいる場合は記入してください。